

J R 三島・貨物会社の経営安定化に関する意見書

昭和62年4月に国鉄が分割・民営化され、J R 7社が発足したが、J R 四国、J R 北海道及びJ R 九州のJ R 三島会社とJ R 貨物については、発足当初から営業赤字は避けることができないとして、経営安定基金の設置や固定資産税等の減免措置など、経営基盤を安定させるための措置が講じられてきた。

J R 四国は、安全の確保を最優先に、これまで可能な限りの経営努力を積み重ねているが、人口の減少、高速道路の延伸や料金割引施策による競争力の低下などにより運輸収入が大幅に減少するとともに、経営基盤を支える経営安定基金についても、このたびの「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」の一部改正により新たな支援措置が講じられたところではあるが、低金利の長期化による運用益の低迷などにより、依然として厳しい経営環境が続くものと予想される。

このような中で、J R 三島会社・貨物会社に係る固定資産税等を減免する特例措置が平成23年度末で期限切れを迎えようとしているが、こうした税制上の特例措置は、J R 四国が地域に根ざした基幹的輸送機関としての使命を果たし、現在の路線を維持するとともに、将来にわたって安定的な経営を維持していくために欠くことのできないものである。

よって、国においては、平成24年度の税制改正において、次の事項を実施するよう強く要望する。

- 1 J R 三島・貨物会社に係る固定資産税、都市計画税を減免する特例措置（いわゆる「承継特例」「三島特例」等）を恒久化すること。
 - 2 鉄道事業者における鉄道車両などの動力源用軽油に係る軽油引取税については、減免措置を恒久化すること。
 - 3 J R 三島・貨物会社の鉄道車両に対する固定資産税を非課税とすること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年10月13日

徳島県議会議長 岡 本 富 治